

第一次世界大戦と大英帝国の戦争墓地

——王家・国家・国民——

原 田 敬 一

〔抄録〕

第一次世界大戦で一〇〇万人以上の戦没者を出した英独仏三ヶ国は戦後、戦場に大小の戦争墓地（軍用墓地）を建設した。若者たちの大量死という現実には、相当な慰霊の施設を作ることを見做し、世論として国家に要求することになった。英仏の首都にある「無名戦士の墓」が有名ではあるが、それは戦場に作られた墓地のあり方

を前提として存在する。逆ではない。こうしたあり方の究明を通じて、国民国家の戦没者追悼の現代的あり方が考察されねばならない。

キーワード 戦没者、戦争墓地、大英帝国

一 はじめに

国家の戦争で亡くなった人々を、どのように追悼するのかは、いずれの近代国家でも主要な課題の一つであった。それを全く行わない国家は、近代には存在しない。国家が積極的に主催者となり、追悼を行うのが一般的な方法であるが、それに宗教をどのように関与させるかは国家と社会のありかたによって異なる。二〇〇二年福田康夫官房長官のもとに「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える

懇談会」が設置され、ホームページ「首相官邸」で、「議事要旨」や「報告書（案）」、「報告書」（二〇〇二年一月二十四日）などが公開された。その第二回会議（同年二月一日）で、内閣官房は、「諸外国における主な戦没者追悼施設の現状について」報告し、次のような施設を挙げている。

イギリス…記念碑「セノタフ」（ロンドン）。

「無名戦士の墓」（ロンドン、ウェストミンスター寺院）。

所有者・管理者はイギリス国教会。

ドイツ：建造物「ノイエ・ヴァツヘ」（ベルリン）。

記念碑（名称不明、ボン北墓地）。

フランス：「無名戦士の墓」（パリ、凱旋門下。国防省が所有者、管理者。）

イタリア：建造物の一部「祖国の祭壇」（ローマ。所有者・管理者は国防省。）

アメリカ：「無名戦士の墓」（ワシントンD.C.アーリントン国立墓地内。所有者・管理者は陸軍省。）

最後のアメリカ合州国の記述は、「国防省」が正しい。主要な欧米諸国だけを報告しているに過ぎないが、これら五カ国では、政府や国防省などの所有・管理に依拠しているのが普通であり、UKのように国教会を絡ませている方が例外的であることにすぐ気が付く。実はUKという国家、ないし英連邦は、国教会での追悼儀式ではなく、外務省前に建てられた記念碑「セノタフ」で儀式を行っていることに注目しなければならない。宗教に追悼を委任するのではなく、国家が関与することで、国民への説明を果たそうとしている、という解釈が成り立つが、それは現在でも戦争と軍隊を放棄していない国々であるから、という反論も可能である。そうした反論も想定しつつ、近代国家の追悼の在り方を考えねばならない。

一九九五年に加藤典洋氏が「敗戦後論」（『群像』同年一月号に発表。のち『敗戦後論』講談社、一九九七年、に所収）を発表し、三百万の自国の死者への哀悼をつうじて二千万の死者への謝罪へといった道が編み出されなければ、わたし達はこの「ねじれ」か

ら回復する方途はない（前掲書八六頁）

と述べたことをめぐって高橋哲哉氏などの論争が起きたことはよく知られている。確かに「追悼」のあり方について再検討すること、戦死者と遺族、関係者を中心に考えねばならないことに同意するが、加藤・高橋両氏の議論からすっぽり抜け落ちてきているのは、戦没者そのものである。言葉を換えれば、戦没をめぐる状況が総合的に捉えられていないことである。「靖国神社」と沖繩の「平和の礎」をどのよう比較分析するのか、何が可能で、何が検討を拒否することになるのか、ここはじっくりと考えねばならない。

本稿の意図は、まず世界各国の戦没者の扱いを調査分析しようというものである。単なる印象批評ではなく、史料と実態から再検討するのがねらいである。

I 第一次世界大戦と大英帝国戦争墓地

第一次世界大戦の主な戦場であったいわゆる西部戦線、ベルギーからフランス東部に至る地域には、多くの戦没者墓地がある。戦闘の過程で虐殺された市民は、その後教会墓地や市町村の市民墓地（civilian cemetery）に葬られた。バーバラ・W・タックマンの好著『八月の砲声』（山室まりや訳、筑摩書房、一九六五年）には、

（ベルギーの）タミーヌの共同墓地には現在でも「一九一四年ドイツ兵に射殺さる」と銘記した墓碑が三三四柱ある。（三六〇頁）

（ドイツ）クルック軍の第二軍団が、九月二日、パリから四〇キ

ロのサンリスを通過した際、町長と人質の住民六人が射殺された。殺された人々が埋葬されている町はずれの野原には、いまでも犠牲者の名を刻んだ石碑が立っている。(四六〇頁)

などの記述があり、彼らは居住地に葬られたと考えることができる。兵士たちは、どのように葬られたのだろうか。戦場を戦場として維持するためには、戦死者を葬る場所が確保されねばならない。そうした様相を、国民国家と戦死者祭祀、という視点から、「FALLEN SOLDIERS: Reshaping the Memory of the World Wars」(宮武実知子氏による邦訳は『英霊——創られた世界大戦の記憶——』柏書房、二〇〇二年)をまとめたジョージ・L・モッセ (George L. Mosse) は、フランス、英国、ドイツの第一次世界大戦戦死者墓地についても分析し、叙述している。それを参照しながら、これら三ヶ国の様相をまとめておこう。モッセは、戦争墓地 (war cemetery) と軍用墓地 (military cemetery) を同時に使っているが、その間に差はないようである。

これらの国々が戦争墓地を作り始めたのは、第一次世界大戦が「空前の数の戦死者を出した結果」(モッセ、八八頁。以下頁数のみ) だった。フランスは、一九一四年(月不明)に軍用墓地を作る法律を成立させ、同年一二月には戦場から遺体を集め、戦争墓地を建設し、墓石と戦死者の克明なリストを管理し始めた。モッセが示した絵はがきの写真によれば、同年八月にブルーダールフに建設されたもので、七八人の兵士が集合墓に葬られ、一基の十字架が建てられた。その一面に一人の将校が、一基の十字架で示されて葬られている(九三頁)。

この写真から見る限り、フランスは兵士と将校で埋葬方法を差異化したと思われる。調査したフランスの戦争墓地には、この区別はなかった(写真1)。その後差異化を廃止したと推測する。

ドイツは、師団司令部に墓地管理将校 (Graberoffiziere) がおり、墓の管理にあたっていた。ドイツ陸軍省は、一九一五年九月二三日に戦争墓地の恒久的保護規定を公布した。

UKも同じように記録と管理を始めていたが、次章で述べる。

一九一八年一月休戦協定が結ばれると、膨大な戦死者の墓地をどう扱うかは、国家的問題となった。その象徴が、ベルサイユ講和条約に盛り込まれた墓地管理規定である。この講和条約は、戦敗国の賠償

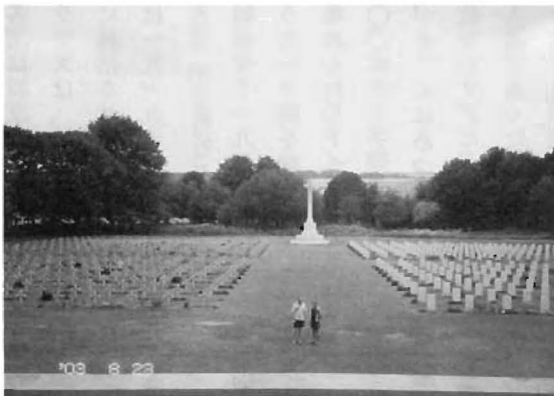


写真1 シーパブル、仏墓地(フランス)の全景
左がフランス軍、右が英国軍の墓地。一ヶ所に両方あるのは珍しい。中央が「犠牲の十字架」。

規定を持つことで一九世紀的報復の遺産であったが、同時に、労働時間や労働に関する国際機関 (ILO になる) や戦死者墓地規定などを設け、各国の社会への関与や、国際平和機関の設置 (国際連盟) による国際紛争を集団外交で解決する方策を取り決めている点

で、新しい世紀の試みとして高く評価できるものである。もともと「第六編 俘虜及び墳墓」の日本語訳を見つめることは出来なかったので、アメリカのホームページ (<http://www.lib.byu.edu/~rdh/www/versailles.html>) から入手した原文の拙訳で紹介する。

第二二五条 連合各国とドイツ政府は、各自の領土に埋葬されている兵士と水兵の墳墓を尊重し、維持されるように努める。

各国は、上述の墳墓に適した記念碑を確認し、記録し、世話をし、または建立するという目的のために連合国によって任命されたいかなる委員会も認可し、その義務の免除を促進することに同意する。



写真2 聖パースト村ドイツ軍用墓地（フランス）にある墓標
左がドイツ人。裏側に2人埋葬・刻銘してあるので左の十字架は計3人のためのもの。
右はユダヤ教のドイツ人の墓標で、一人だけのもの。

さらに各国は、兵士と水兵の遺体がそれぞれの国に移されるようにという要求に効力を与える全ての便宜、例えば法律の条項や公衆衛生上必要なものなど、を与えることに同意する。

各国は戦没者墓地を慎重に取り扱うことができます。必要になった。フランスは「前線復員軍人と戦争犠牲者を担当する省」（八八〜九頁）に統括させた。オーストリアは「黒十字（Black Cross）」、ドイツでは一九一九年「ドイツ戦没者墓地維持民族同盟（Volksbund Deutsche Kriegsgräberfürsorge）」が「民間団体として結成された。両大戦併せて一九二ヶ所のドイツ軍墓地がフランスにあるというが、そのうち一ヶ所を調査した（Bonne Volonté）。戦争後フランス各地から集められたドイツ兵の墓地となっており、集合墓に八〇四〇人、九〇〇〇本の十字架の周囲に四人で約三万六〇〇〇人が埋葬された個人墓がそこにはあった（写真2）。階級による差異はなかったが、ユダヤ教を示すダビデの星が付いた十字架は一人墓となり、となりは必ず三人墓であった。こうして各国ないしその民間団体は、現在に至るまでそれぞれの戦争墓地を国内外で維持管理することに努めている。現在いずれの墓地を訪れても、整然と維持されており、どんな小さな戦争墓地も荒れ果ててはいない。常備されている訪問者名簿を瞥見したところ、訪れる人は絶え間なくあるようである。

II フェビアン・ウェアと帝国戦争墓地委員会の発足

この章では、UKないし英連邦の軍用墓地の状況について、二〇〇三年の「戦場調査」（ベルギーとフランス）や二〇〇一年のUK調査などで実見し確認できたことを叙述する。

連合王国（UK）と略す。日本で一般的に「イギリス」と称されている



図1 最も有名なキッチナーのポスター

る)では、フェビアン・ウェア (Fabian Ware) という人物が、こうした事業の始まりをつくった、とされる。モッセの前掲書も、ウェアの著書である『The Immortal Heritage: An Account of the Work and Policy of the Imperial War Graves Commission during Twenty Years 1917-1937』(ケンブリッジ、一九三七年)を引用して、「第五章 英霊の祭祀」をまとめている。残念ながら筆者はこの書物を見ることが出来なかったが、エドウィン・ギブソンとキングスレイ・ワードが著した『記憶されるべき精神力 (Courage Remembered)』(HMSO出版センター、ロンドン、一九八九)では、第七章に「フェビアン・ウェア卿と帝国戦争墓地委員会の創設者」という題でウェアの伝記を記している(四三〜四八頁)。それに従って紹介しよう。

主役であるフェビアン・ウェアは、もとジャーナリストであったが、植民地である南アフリカで役人を務め、民間会社の役員に転じていた。第一次世界大戦に兵士として志願しようとしたが、四五才という年齢のため従軍できず、やむなく赤十字に参加して、前線に赴くことになった。彼は兵士になるには年齢がいきすぎ、将校としての資格もなかったのだろう。UKの常備軍は国土防衛を目的としている六個師団と騎兵一個師団に、海外派遣軍四個師団という構成であった(「八月の砲声」二二七頁)。この戦争は、UKにおいて今でも「大戦争 (The Great War)」という言葉で表されているように、国家と国民の緊急時だと受けとめられていた。徴兵制ではなかったUKは、志願兵を求めて、大宣伝を展開する。視覚に訴える特徴的なポスターが作成された(図1)。陸軍大臣キッチナー卿が「英国は君を必要としている」と叫んでいるこのポスターは、一九一四年八月七日以来町のあちこちに貼られ、「当時の英国男子のひとりびとりの胸に刻みこまれた」(「八月の砲声」二二八頁)。これは帝国戦争博物館(ロンドン)で現在でも入手できる。志願兵は、銀行・学校・鉄道などの職域や、町や村などから集団でおしかけ、部隊を作った。ほぼ大隊 (Battalion) の規模で、職域や町村の名称をつけて呼ばれる。こうした志願熱から考えると、ウェアの熱心さも理解できる。

開戦翌月の一九一四年九月、陸軍大臣キッチナー卿は、彼らの属した統合委員会に、行方不明者の捜索を行い、病院に搬送するための援助を求めた。ウェアらはそれに十分応えた後、UKの戦没者の記録を墓の位置も含めて行い始める。そのことから一つの実事に気づく。U

Kには、こうした戦場の死を記録するという国家的政策がないことに一八一五年ナポレオンとウェリントン将軍が戦ったワテルロー（ベルギー中部）の戦場、一八五三年から五六年にロシアと戦ったクリミア（黒海の半島でロシア領）の戦場、一八九九年から一九〇二年にかけて戦われた南アフリカの戦場、いずれでも戦死者の墓を永久的なものとして確保し、公文書に記録していくという政策はなかった。おそらくこうした政策は、ヨーロッパのどこにもなかった。

英国陸軍では、戦闘ごとに戦死者たちを適切に処理することを原則としていた。日本でも、一九〇四年五月三〇日日露戦争開始まもなく「戦場掃除及戦死者埋葬規則」を制定している（陸第一〇〇号。拙稿「陸海軍墓地制度史」、『歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年三月）。この原則により、英国陸軍は、戦死者を戦場の一ヶ所に集め、木製の十字架で追悼の意を表した。問題は、なんの記録も取らないため、部隊の急速な移動や、場合によっては部隊が全滅したりすると、それらの墓標や墓地はどこにあるかわからなくなってしまうことであつた。ウエアもそのことに気づいた。

そこでウエアは、より多くの病院車や食糧を確保できるよう赤十字社と交渉を始めた。陸軍大臣キツチナー卿の指示の翌一〇月には、赤十字の顧問が、ウエアらの作業の必要性を認めた。戦場の墓や墓地は、必要な維持管理を受けることができるようになった。

ウエアの新しい作業は孤立してはいなかった。英国海外派遣軍でも関心を持たれていた。なぜなら南ア戦争での戦死者墓地が軽視されているのはよくない、という非難を受けたことがあるマクレディ将軍と

いう人物がおり、それ以来彼は、市民たちが戦死者墓地について注目していて、それへの適切な対処は銃後の市民要求である、という判断を持っていた。ウエアはマクレディ将軍に説明し、マクレディは海外派遣軍総司令官であるフレンチ卿に陸軍省を説得するようまことに適切な忠告を行った。その結果、開戦二年目、一九一五年三月二日、ウエアの部隊は、「墓記録委員会」という肩書きを獲得した。

こうした努力はどのように受けとめられたのだろうか。海外派遣軍二個軍団のうち、一個軍団の司令官であつたヘイグ卿は、一九一五年三月末に陸軍省に、ウエアの新しい組織「墓記録委員会」は戦争を終わらせることに貢献はしないが、「戦死者の銃後の関係者や友人たち」や「軍隊」そのものにも「非常に精神的価値」を持っている、と高く評価した。それは、戦闘ごとに、国民は「死者の埋葬地」の記録を求めるだろう、というヘイグ自身の判断に基づいていた。この評価によつてウエアは、臨時に陸軍少佐に任じられ、この委員会は一九一五年中に二万七〇〇〇人の墓を記録した。一九一五年九月高級副官のマクレディ将軍の推薦により、委員会は赤十字ではなく、陸軍に属することになった。

戦死者の埋葬は、戦争の拡大とともに、墓地不足を招くようになった。これを打開するのも、フランス語に堪能であつた (Linguist) ウエア少佐に任された。ウエアのフランス当局との交渉などにより、フランス政府は、連合国が戦没者墓地を選定し、「永久的にこれらの土地を使用する権利」を認めた。

ウエアは、先の高級副官を「死者の取扱の公平さを命じるよう」説

得していた。世論も支持していたため、陸軍は一九一五年四月遺体の平等な取扱を命じた。衛生的理由と公平な取扱という二点によって、以後委員会が保持し続ける「最も重要な原則」(四五頁)が確立されたのである。

遺族たちが戦没者の墓の写真を求めると、ウエアらの委員会は応えていたようだ。荒れ果てて陰鬱な感じの墓であったので、芝生や花で改善していった。記録だけでなく、こうした作業まで行うようになる、ウエアらは、戦後になって果たしてこうした事業を誰が遂行するのか、不安になってきた。もし公的団体が管理事業を行わないならば、収入の魅力だけで商業的な組織が介入してくるだろう、と。

ここまでの作業は、赤十字から英国陸軍に転籍された、ウエア陸軍少佐率いる「墓記録委員会」が行ってきた。そこで、一九一六年一月、ウエアは、皇太子を会長とする、「兵士墓管理国家委員会」を設立する計画を立てた。一方、大蔵省は、兵士墓の維持管理費用を支払うことに同意した。実は、それは膨大な経費になったのだが。なぜなら、第一次世界大戦でのUKの戦没者は、西部戦線だけでなく、広く世界に広がっていたからである。マケドニア、ガルポリ、メソポタミア、アフリカなどの戦線で、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ニューファンドランド、インドなど英国植民地の兵士と共に埋葬されていた。ウエアは、臨時の陸軍中佐に昇格し、墓記録委員会の責任者となった。その事務所は、一九一六年五月にロンドンに移り、スタッフも約七〇〇人となった。

こうした作業の中で、ウエアは、兵士個々に与えられる認識票を、

「圧縮された繊維で作られた」新しい形のものにするよう提案し、採用された。これは第二次世界大戦でも使用されたが、多くの墓が「無名(unknown)」と刻まれていることに対するウエアの思いから考えられたものである。戦争の悲惨さは、「無名」と刻まざるを得ない墓が相当の割合になったという事実にも現れている。ベルギーでは五〇%以上、フランスでも四〇%以上の死者の墓が「無名」であった。例に挙げられているのは「アラス(Arras)の近くのキャバレット・ルージュ(Caharet Rouge)」で、そっぴは「七五〇〇の墓石のうちほとんど五〇〇〇が『神のみぞ知る(Known Unto God)』と刻まれている。」という。それ以外では、もつと高い割合の墓地もあるという。このことは肉親が、戦没者の「記憶の場所」を持たないことを意味する。

ウエアたち墓記録委員会の仕事は、戦争の推移に伴って猛烈に増えていった。彼は、委員会を次の段階に発展させる計画を考えた。王室の許可のもとに「兵士墓管理国家委員会」を立ち上げる。それは、英国戦争省大臣と各自治領代表の管理下に置き、基金とスタッフを持つ永久的組織というものである。

ウエアのこのプランは、強力な支持者を発見することが出来た。皇太子(Prince of Wales)である。前線をよく訪れていた皇太子は、ごく初期からウエアの仕事に強い関心を示しており、「帝国の戦没者(the Empire's fallen)への確実な感謝の印しとして不可欠なものだ」(四七頁)と高く評価していた。国王ジョージ五世も「熱烈な個人的注目」を寄せて、一九一七年にはウエアに「聖ミカエル・聖ジョ

レジ団(CMG)の勲爵士」としてナイトの称号を与えている。

ウェアは、戦没者の墓の記録だけでなく、もう一步進めて、「戦死者の墓を管理し永続的に維持し、墓地の目的を持って土地を要求し、墓地や各地に永久的な記念碑(memorials)を建てるための帝国の組織」(四七頁)の創設を帝国戦争会議に要求し、皇太子も支持する旨の覚書を送った。帝国戦争会議の慎重な審議の結果、満場一致で許可が決議された。カナダ首相ロバート・ボードン卿は、一九一七年四月一三日その実現を勸奨する決議案を提出し、同年五月二日王室の許可が下りた。「帝国戦争墓委員会(Imperial War Graves committee)」は、議長を皇太子、副議長をウェア准将として発足した。このユニークな組織は、大英帝国において「国家の全ての戦没者を世話するよう託された部門の最初」(四七頁)であり、唯一のものであった。戦争が終わる一九一八年までに約六〇万人の埋葬が記録されたが、まだまだ多くの墓地は見るに堪えられないようなものではなかった。帝国戦争墓委員会は、それ以外に約五〇万人の行方不明者のリストも持っており、英連邦の犠牲者は一〇〇万人以上にのぼった。ロンドンの官庁街であるホワイトホールには、戦後建てられた第一次世界大戦戦没者追悼碑があり、毎年休戦記念日をメモリアル・デイとして追悼式が行われる。その追悼碑はセナタフ(the Cenotaph)と呼ばれるが、原義はギリシア語の「空っぽの墓」である。その前を戦没者全員が四列横隊で行進したら、八四時間かかるほどのひどい犠牲者数であった。ウェアは、その後陸軍少将に昇進し、帝国戦争墓委員会が創設された一九一七年から、亡くなる前年の一九四八年までその副議長を務め

た。大戦後、大英帝国の二等勲爵士(KBE)やフランスの勲爵士、レジオン・ドヌール(名誉の退役軍人章)などさまざまな榮譽が、こうした活動を称えて与えられた。彼は、一九四九年四月二八日に亡くなり、グロースターシアのアンバレーにある聖三位一体教会に葬られ、記念の銘板は、グロースター大聖堂とウエストミンスター大寺院に掲げられた。おそらく彼の最も大きい名譽は、その墓石が帝国戦争墓委員会の標準的なものであったことであろう。戦没者でない彼にはその資格がなかったのだが、特例として扱われたようである。

一九一七年五月ウェアの努力が実って設置された「帝国戦争墓委員会(the Imperial War Graves Commission)」は、一九六〇年四月一日「英連邦戦争墓委員会(the Commonwealth War Graves Commission)」に名称を変更した(六三頁)。委員会は、現在世界中に一三〇〇人のスタッフを持っている(五七頁)。

III 建設と現状について

(一) 戦場につくられた墓地と追悼碑——ベルギー、フランスにおける

ウェアたち帝国戦争墓地委員会が、どのように墓地を作っていたのか、は、これも同じ書物の助けを得て考察したい。第八章が「計画と建設」である(四九く五七頁)。

戦場に作られるべき戦争墓地は、どのようなものであるべきか、帝国戦争墓委員会は、一九一七年一月専門家を交えた初会合を行っている。そこに招かれたのは、英国美術館の館長であるフレデリック・

ケニヨン卿だった。ケニヨンは、戦争中にもかかわらず、その冬にフランスとベルギーを訪れて調査した結果、墓地のデザインは従軍経験のある若い建築家に委ね、著名な建築家はその監督にとどめるよう提案した。こうしてフランスとベルギーをエドウィン・ルティエン卿、レジナルド（後にレジナルド卿）・プロムフィールド、ハーバート（後にハーバート卿）・ベイカーとチャールス・ホールデン、に委ねた。彼ら以外にも、エジプト、イタリー、ギリシア、ドイツを担当するロバート・ロリマー卿、ガルポリ半島とパレスチナ、シリアを担当するジョン・バーネット卿、イラクを担当するメジャー・エドワード・ワーレンがいる。

戦時中から、前線では墓と墓地が作られていた。多くは小さな区画でまとめられていた。これをどうするかは、戦後の作業の中で問題になった。委員会は、統合して整理することに反対であった。ウエアが書いた、委員会の第六次年報（一九二六年）の序文は、

全ての小さな墓地はいくつかの理由でより大きい墓地に移さなくてはならない。そのうちの一つはここに示される必要がある。戦争中、ある認可された用地が、塹壕に少し近いので選ばれた。ここでは死体を埋めることができ、兵士はもし彼らが死んだ仲間をここに、自らの命の危険視をも顧みず持ち帰るならば、そこで永久的にじやまされずに休息するだろう、ということを約束した。この約束は、もともと選ばれた用地が全く不適切であるとわかった稀な場合を除いて、全ての場合に果たされた。（四九〜五〇頁）

と述べており、塹壕に近いだけで墓地が作られたのではなく、兵士たちが自らの命の危険性も顧みず、永遠の休息を約束した土地である、という関係性を重視すべきだと説いている。

西部戦線の戦場では、委員会の作業の過半が行われたが、戦争の打撃が大きく、作業は困難を極めた。地図にはあるが、消えてしまったというチーパブルやパスチェンドルのような村が多くあったのである。実際の作業は、休戦協定の翌年、一九一九年から漸く始まった。その年早くから始められた作業は、委員会で「旅する庭師集団」と冗談で呼ばれていた集団により進められた。彼らは、運転手、コック、監督、八人の庭師、「そして全ての場合に塹壕を見つけないつもの小さな犬」で一つのチームを作っていた。この集団はトラックで移動し、テント、道具、三日間の食糧と水を持ち、植物、種と灌木を支給された。

具体的には、墓地の用地を探し、区画に分け、墓を並べていく作業だったが、多くの困難があった。信頼できる地図も整備された道もない所を、信じられないほどひどい泥濘や瓦礫の中を通り過ぎ、現場についても雨やみぞれの中で働かざるを得なかった。さらに不発弾や放置された弾薬、ガス弾の危険がそこそこにあった。砲撃などで荒れ果てた野原には、砲撃の穴や地雷のクレーター、延々と続く塹壕や鉄条網などがどこにでもあった。測量隊はそのような悪条件の中で土地の選定や測量などを急速にやり遂げていった。チームは、一週間ごとに本部に戻り、メンバーや備品を補充し、次の地域に向かっていった。彼らスタッフが泊まる設備さえも非常に不足していた。戦後復興と

も関わって事態はいつこう改善されないままで推移した。こうした悪条件も、スタッフを厳選するためには役だったかも知れない、と回想される。給料の支払いも必ずしも気前がよいわけではなかったし、居住環境そのものが以上述べたようなものだったから。道路や橋は破壊されており、トラックでの糧食や燃料、器械や建築資材の運搬に困難を与えていた。

こうした中で作業は急速に進められ、ほんの数年間で数百の墓地を現在見られるようなものに変化させたが、それはスタッフの力量によるところが大きい。初期のスタッフには、退役軍人が入っており、彼らがねばり強く、不屈に、ユーモアのセンスを持って働いていたことが功を奏したのだろう。また、スタッフは、戦没者の肉親や古い仲間たちが、哀れな状況にある墓地をまもなく見に来るだろう、と感じており、その改善に一層努力したためでもある。

委員会の基本方針は、戦争中に作られた墓地の状況である、木製の十字架と、泥濘で荒涼とした敷地を、現在見られるような、「庭の様子に出来るだけ近いもの」（五一頁）に変えていった。モッセは、UKの戦争墓地の特色をキリスト教のシンボルと自然とし、

キリスト教のシンボルと田園の自然は、戦時の仲間意識を偲ばせる均一な墓の形とともに、あらゆる国民国家の軍用墓地に普及した。（前掲書九〇頁）

と概括し、欧米各国への普及を指摘している。庭園という形での「田園の自然」だけでなく、UKの戦争墓地では、こうした作業を通じて、永久的な慰霊碑の建設、軍隊や市民階級による差別をせず、均一な形

の墓石とすること、という原則が、委員会の基本として確立していった。

確かに、ベルギーとフランスで私たちが調査した、UK、フランス、ドイツ、カナダ、オーストラリアなどの墓地は、国によって十字架か長方形の墓石かという違いはあるものの、大きさは均一であった。庭を思わせるような「田園の自然」という点でも似通っていた。ただモッセによると、ドイツは庭のあり方が他国と異なっていたようである。ドイツでは芝を全面に敷き、その上に墓標を建てたが、最初から花を植えることを禁止していた。ドイツ人は、戦没者の死を色鮮やかな花で隠蔽することなく、対峙することこそが必要だ、というのである。（前掲書九二頁）。

実は戦没者全員の墓が全て判明していたわけではなかった。一時しのぎであれ墓地に埋葬されているのはよいほうであり、埋められたものの場所がわからなくなったり、亡くなった場所すらわからない兵士も多数いたのである。一九一八年休戦に入るとすぐに、英国軍は、上級下士官と一二人の兵士からなる搜索隊を結成し、戦場の遺体探しを始めた。この作業は、帝国戦争墓委員会へ引き継がれた。こうして、一九一九年一月から一九二二年九月までの三四ヶ月間に二〇万人以上の遺体が発見され、埋葬された。ここまでの公式の遺体搜索は終わりになった。それにも関わらず、その後一九三七年までに約三万八〇〇〇人以上の遺体が、偶然の機会に発見されている。一週間あたり四〇人から五〇人の割合となり、ほぼ同じ数が、一九八〇年代後半にも発見されている。今回の調査でも、二九トンの爆薬を使った穴という

遺跡で見つかった一人の兵士の話を聞いた。ジョージ・ナジェント (George Nugent) 二等兵は、一九一六年七月一日の作戦で行方不明になったが、一九九八年一〇月三十一日にこの遺跡を訪れた観光客が靴のかかちを見つけて、二五センチ下の地中から彼を発見した。八二年間そこに埋まったままであったわけである。彼は、二〇〇〇年七月一日にオリバーズ軍用墓地に埋葬され、一〇〇〇人以上が葬儀に参加したという(アンドリュウ・スプリーナー氏の話)。

委員会の事務局は、当初北部フランスのセント・マール近くのロングネス城に置かれた。委員会の作業は年を追って拡大していった。最初の年は七五〇〇ポンドで済んだが、二年目の一九一九年度は二五万ポンドを消費してしまった。その殆どは西部戦線での賃金であった。

墓石の形にしてもさまざまな要求と摩擦があった。一九一九年二月英国下院が予算を検討した時、ある議員は、十字架を使用する方が遺族の意思にかなうのではないか、という意見を強く出した。様々な意見が出されたにもかかわらず、下院は分裂することなく、予算をほぼ可決した。ただ、いくつかの改変は遺族らの要求を受け入れて行われている。例えば、墓石に何を刻むか、という大きな問題がある。UKの場合、長方形の墓石には当初、戦没者の氏名、所属した聯隊の名称と記章、宗教的標示(多くは十字架、たまにユダヤの星、以上二種類)が刻まれていた。「だが多くの異議申し立てを受けて、……家族の選んだそれぞれの碑文が墓石に刻まれるようになった」(モッセ九〇頁)。多くは聖書から取った言葉で、例えば「父よ、あなたの手に／神にああなたの魂を捧げる」などが見られた。他には「RIP」とい

うのがあり、これは「Rest In Peace」の頭文字を取ったものだが(アンドリュウ・スプリーナー氏の説明による)。

UKの戦争墓地の「二つの劇的な特徴」(五二頁)は、「犠牲の十字架 (the Cross of Sacrifice)」と「追憶の石 (the Stone of Remembrance)」である。

「犠牲の十字架」は建築家プロムフィールドの設計によるものであり、墓地の面積と墓石の数に合わせて四種類がデザインされた。十字架の高さは一五フィート(約四・五メートル)から三〇フィート(約九メートル)までである。八角形のブロックを三段積み上げた上に、十字架は建てられている。材質はポートランド石である。十字架の真ん中に下を向いた青銅の剣が組み込まれている。この剣をどう考えるかは、多くの解釈がある。ある者は、剣を十字架と一対と考え、ある者は戦いが終わった象徴であり、亡くなった人々への捧げものであると考える。ラドヤード・キプリングは「十字架の懷に抱かれて屹立する剣」と表現している(モッセ八九頁)。帝国戦争墓委員会の第五次年報では、戦争で支払われた犠牲か、単純に復活の希望を意味しているのではないかと述べている(モッセ八九頁)。ただ、第一次世界大戦中に作られた墓地にもこの種の十字架はあったようで、その頃は「戦争の十字架」とのみ呼ばれていた。プロムフィールドがデザインした十字架はそれとは異なるが、戦後の墓地建設の過程で、「犠牲の十字架」という、より情緒的な名称で呼ばれるようになったのである。

この十字架は、建てる用地の必要からだと思われるが、四〇人以上

の埋葬地に限られている。その例外の一つはフォークランド島で、第一次世界大戦と第二次世界大戦の英連邦戦没者は三三人で三三基の墓があるが、遠く離れた植民地であるからこそ独自の十字架があるべきだという意見のもと建てられた。ここは英連邦の最も南の軍用墓地である。第二の例外は、イーブルの近く、ジレベイクにあるいわゆる英国工兵隊墓である。軍用墓地は一〇〇エーカー四方で、そこに建てられた十字架の基礎には、士官一人、下士官三人、兵士八人の一二二人の名が刻まれている。彼らは、英国工兵隊第一七七トンネル中隊に所属し、墓地の下や近くのトンネルに未だに眠っている。ここが最少の例である。

十字架の殆どはポートランド石で作られている。墓石が別の石材で作られているなら、それと同じものにするという例もある。イタリィに作られた第二次世界大戦の英連邦墓地は、全てポツティチーノの石灰岩で作られている。

四種類の標準的の大きさではなく、最も高い十字架は、カナダのノバ・スコットティアにあるハリフォックス慰霊碑の中心にある。カナダのスタンドステッド産花崗岩で建てられ、高さ約一〇フィートである。十字架は、高さ約四〇フィートの花崗岩の壇の上に立っている。

「追憶の石」は、エドウィン・ルティエン卿が設計し、四〇〇人以上の戦死者が葬られている大きい軍用墓地に置かれた。ブルックワード軍用墓地は例外で、墓地が「U」という形をしているために、犠牲者の十字架と追憶の石を二基ずつ置いている。「追憶の石」の形は、直方体の立派な聖餐台に似ている。墓地の中心的位置に置かれているた

め、しばしば花輪が捧げられる場となっている。花輪は概ねポピーと呼ばれる赤い雛粟で作られている。これは、「威厳と美しさの慰霊碑」（五三頁）となっている。石は、重さ一〇トンの一枚岩（モノリス）で、何百万年も海底に眠っていたため、化石を含んでいることも珍しくない。石の両側には、「彼らの名は永遠に生きている（THEIR NAME LIVETH FOR EVERMORE）」と刻まれている。この言葉は、聖書（智恵の書第四章第一四節）から作家ルドヤード・キプリング（一八六五〜一九三六）が選んだものである。聖書の文章はこう書いてある。「彼らの遺体は平和の裡に埋められるが、その名前は永遠に生きる（Their bodies are buried in peace; but their name liveth for evermore）」。

こうして「犠牲の十字架」と「追憶の石」は、墓地のデザインの中に位置づけられるが、一般的には儀式や献花、瞑想などの中心となっている。フランスとベルギーの戦争墓地は、初め四人の建築家の設計によると決められたが、結局レジナルド・プロムフィールド卿が設計したものが採用された。見積もりでは、墓一基が一〇ポンドとされ、全体では相当高価になることが予想された。そのため帝国戦争墓委員会は、ただでさえ高価な「追憶の石」は小規模の戦争墓地には置かない、「犠牲の十字架」も戦争墓地の大小にあわせて四種類の大きさを設ける、小さな墓地には複雑な作りの門などを置かない、などを取り決めた。

限られた費用で美しい墓地と墓を求める為に、様々な努力がなされた結果、結局墓一基あたり一〇ポンドという見積もり以内で完成した。

墓石そのものは一基五ポンドで、一九二〇年から一九二三年の間に毎週四〇〇〇基以上が、戦争墓地に運ばれていった。

墓は規則正しく並べられ、庭園のように樹木が植えられた戦争墓地が造成されていった。ウェアの計算によると、一九三七年までにフランスとベルギーで成し遂げられた墓地は次のようなものとなった。参加した建築家は一〇〇〇人、彼らが設計に加わった戦争墓地は、五〇マイル（八〇キロメートル）もの煉瓦壁や石壁で囲まれている。そこには、戦死者六〇万人の墓石がのべ二五〇マイル（四〇〇キロメートル）もの列を作り、一〇〇〇の犠牲の十字架、附属礼拝堂を多く持っている五六〇基の石製慰霊碑、行方不明者の一八基の慰霊碑がある。

戦争墓地が、陰鬱な外観から庭園を思わせる現在のものになるには、技術的助言者の存在があった。当初からの助言者は、ロンドンにあるキュー英国植物園の責任者アーサー・ヒル大尉（後にアーサー卿）である。単調さを避けるために樹木と低い灌木が植えられ、小道には芝の種を蒔いて「慰めと平和の感情を全体として与える」（五五頁）効果を生んだ。現在の状況では、花も植えられている。芝生も英国の芝生に似た芝地を作る努力がなされ、ある一年だけで一三〇万本の植物が、フランスとベルギーの戦争墓地に支給されている。

帝国戦争墓委員会の記録部門は、墓地と慰霊碑の記録簿を作成し、一九二〇年には最初の二冊を完成させ、最終的にはフランスだけで約二〇〇〇の索引簿を作った。第一冊以外はソフトカバーで経費を節約することとなった。

戦争墓地の建設がすみやかに進行したため、一九二二年に入ると行

方不明者を追悼するために慰霊碑を建設し、刻銘する、という作業が始められた。最初に完成したのは英国海軍の行方不明者の慰霊碑であった。チャットナムでは一九二四年四月二六日、プリモスでは同年七月二九日、ポーツマスでは同年一〇月一五日に除幕式が行われ（一五四―一五五頁）、三基とも似ている。

一九二六年までに委員会は一三の慰霊碑を完成させた。そのうちの一つは、スエズ運河の南端、チューフイック港にある。慰霊石（stone memorial）を二頭のうずくまった石虎が守っているもので、インド軍四〇〇〇人の兵士への慰霊であった。これは、一九六〇年代のエジプト・イスラエル戦争で破壊されたが。

第一次世界大戦の戦場には、各国の特殊な慰霊碑が建設された。これは帝国戦争墓委員会の管理外で行われたものであり、現在各国が独自の管理を行っている。また設定された場所は、各国軍にとって特別な意味を持つ所が選ばれている。カナダ人にとってのヴィミ、オーストラリア人にとってのブレトネックス村、南アフリカにとってのデルヴィユ森、インド人にとってのニューブ教会、英国にとってのスーパバルがその特殊な場所、聖地である。

とりわけベルギーのイーブルという町は、英国とフランスにとって特別な聖地となった。戦術上不利な地形にあったにもかかわらず、英仏両国が防壁し抜いた町として、イーブルの名が戦史に刻まれた。

「英雄的な団結の成果」（五六頁）というわけである。その記念碑は、イーブルという中世都市に起源を持つ町のメニン・ゲイト（the Menin Gate）そのものである。瓦礫となった町そのものの再建が、

戦争への抗議であり、戦没者への慰霊であったが、とりわけメニン・ゲイトは、慰霊碑として再建された。ここには、この戦線に参加して戦死し、遺体が見つからない、行方不明者五万五〇〇〇人の兵士の名前が、国別・部隊・部隊別に刻まれ、現在でも判読できる。ただし、ニュージーランドのみは刻銘を望まなかったらしく、除かれている。メニン・ゲイトはようやく一九二七年に完成したが、これは帝国戦争墓委員会結成一〇周年でもあり、各地に建設中であつた戦争墓地（the war cemeteries）も殆ど完成するという節目でもあつた。一九二七年七月二四日には、ベルギー国王アルバート一世の臨席のもと、陸軍元帥ブルマー卿によって除幕式が行われた（二五六頁）。そこには英国軍も参加していた。同時に参加していたイーブルの警察官たちは、毎日儀式を行いたいと考え、交渉し、一九二九年五月から毎日慰霊式が行われるようになった。一九二八年にはUKの退役軍人会が帝国戦争墓委員会の一〇周年記念ということで、一万一〇〇〇人訪れて、慰霊式を行った。もつともドイツ軍が占領していた一九四〇年から一九四四年には出来なかつたが（同）。

一九四四年九月七日イーブルはポーランド軍によって解放されたため、その日から慰霊式が復活した。それ以来毎日続けられ、昨二〇〇二年には二万五〇〇〇回目のセレモニーを行った。これは同時に七五周年記念でもあつた。この慰霊式は毎夜七時から約一時間行われ、ほぼ三〇〇人から四〇〇人参加しているという。（ラッパ手がLA-MENTという悲しい曲を演奏する中、筆者も代表献花を行ったが、両側に増列したのはUKから集団で来た少年少女たちだった。）一一

表1

政 府	1937年の割合	1980年代の割合
連合王国（UK）	81.53	77.81
カナダ	7.78	9.88
オーストラリア	6.35	5.91
ニュージーランド	1.81	2.10
南アフリカ	1.14	2.07
インド	1.02	2.23
西インド諸島	0.23	—
ニューファンドランド	0.14	—
計	100.00	100.00

月のリメンバランス・デイ（休戦記念日）には一〇〇個ほどの献花があるという。式に関する費用など全てLAST POST ASSOCIATIONという協会が、国の援助などなく、まかなっている。以上が、協会のセレモニアル・アシスタントであるJacky Platteuw氏からの話であつた（二〇〇三年八月二一日）。

帝国戦争墓委員会は、一九三七年までに七五万人の個別の墓を作り、それ以外に五〇万人の行方不明者の慰霊碑や墓を作つた。予定では一〇〇〇万ポンド必要とされたが、実際には八一五万ポンドでおさまつた。こうした費用はUKだ

けの負担ではない。一九一八年に帝国戦争会議が一つの議決を行い、それに基づき英連邦各国の負担が守られている。その割合は別表のごとくである。この表の左欄は当初の負担割合で、右欄はその後の政治的变化（植民地の独立等）を加えて、一九六三年四月一日に改訂された割合である。

この事業に参加している英連邦各国は、一九二五年に永久的維持管理のための

帝国戦争墓地寄付基金の創設と五〇〇万ポンドの寄付に同意し、一九四〇年までに集めた。連合王国は、別個に年間二一八八〇〇〇ポンドを寄付している。第二次世界大戦の結果、帝国戦争墓委員会の支出が増加したが、現在も各国の毎年の寄付で維持されている。一九八〇年代後半には、毎年の支出はほぼ一八〇〇万ポンドに達した。

むすびにかえて

戦争墓地（軍用墓地）から何が見えるのか。本稿は五日間ベルギーとフランスにある英独仏三ヶ国一六ヶ所の戦争墓地、一〇ヶ所以上の慰霊碑、ほぼ同じ数の戦場遺跡などを調査した結果と、収集した図書などをもとにしたいわば報告書である。英独仏の軍用墓地のあり方は相当の差異があり、そこに国民国家や市民社会、さらに宗教などのあり方の違いを発見することができる。こうした分析については次稿に譲りたい。

〔付記〕

本稿は、文部科学省科学研究費補助金（二〇〇三年度）によるUK、ベルギー、フランスでの調査（同行者・ペリー・キース氏、群馬大学、専門案内者・アンドリュース・スプーナー氏。二〇〇三年八月二〇日〜二十四日）をもとにしてまとめた。同補助金は、テーマ「国民国家と軍用墓地——日本とイギリスの比較——」に対して二〇〇一年度・二〇〇二年度にも与えられたものであり、二〇〇一年度は台湾への調査（成果は佛教大学『文学部論集』第八七号（一〜一七頁）に「戦後アジアの軍用墓地と追悼——台湾の場合」として発表した——二〇〇三年三月）、二〇〇二年度はアメリカ合州国での調査（成果は未刊）として実施した。佛教大学総合研究所青山忠正班の調査で二〇〇一年に訪れた韓国の報告も

近々まとめる予定である。
教大学総合研究所青山忠正班の調査で二〇〇一年に訪れた韓国の報告も
近々まとめる予定である。

（はらだ けいいち 史学科）

二〇〇三年十月十五日受理

